

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「外」を「ほか」に、「当り」を「当たり」に改め、同条中第3項を次のように改める。

- 3 第1項の承認があつた場合でも、当該承認が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第10条に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る療養のためのものを除く。以下「病気休暇」という。）を与えられたことにより所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについてのものであるときは、当該承認を受けた職員に与えられた病気休暇の日数が引き続き90日を超えるに至つた日以後においては、その者が病気休暇を与えられたことにより勤務しなかつた日（所定の勤務時間の全部を病気休暇を与えられたことにより勤務しなかつた日に限る。）1日につき、その者の勤務1日当たりの給料額に100分の50を乗じて得た額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

第9条第1項中「前条第1項」を「前条第1項及び第3項」に改める。

第15条第2項中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）」及び「同条例」を「勤務時間条例」に改める。

別表第2アの備考中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) この表の2級9号給から23号給までのいずれかを受ける職員のうち市規則で定めるものの給料月額、この表の規定にかかわらず、218,200円（当該職員が受ける号給の給料月額が218,200円を超える場合にあっては、当該給料月額）以上226,700円以下の範囲内において市規則で定める額とする。

別表第 2 イの備考中(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) この表の 2 級 7 号給から 21 号給までのいずれかを受ける職員のうち市規則で定めるものの給料月額は、この表の規定にかかわらず、197,500 円（当該職員が受ける号給の給料月額が 197,500 円を超える場合にあつては、当該給料月額）以上 203,100 円以下の範囲内において市規則で定める額とする。

(4) この表の 2 級 17 号給から 31 号給までのいずれかを受ける職員のうち市規則で定めるものの給料月額は、この表の規定にかかわらず、218,000 円（当該職員が受ける号給の給料月額が 218,000 円を超える場合にあつては、当該給料月額）以上 226,400 円以下の範囲内において市規則で定める額とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

病気休暇に係る給料の減額の基準を改めるとともに、新たに採用された教育職員等の給料月額の特例措置を講ずるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の給与に関する条例 (抄)

(給料の減額)

第8条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除く外、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又はほか

1時間当りの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。
当たり

2 省 略

3 第1項の承認があつた場合でも、負傷又は疾病（公務上のもの及び通勤によるものを除く。）に係る療養のための病気休暇が引き続き90日を超えるに至つた日以後においては、その職員に支給すべき給料の額は、給料の月額100分の50とする。

3 第1項の承認があつた場合でも、当該承認が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第10条に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る療養のためのものを除く。以下「病気休暇」という。）を与えられたことにより所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについてのものであるときは、当該承認を受けた職員に与えられた病気休暇の日数が引き続き90日を超えるに至つた日以後においては、その者が病気休暇を与えられたことにより勤務しなかつた日（所定の勤務時間の全部を病気休暇を与えられたことにより勤務しなかつた日に限る。）1日につき、その者の勤務1日当たりの給料額に100分の50を乗じて得た額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

4 省 略

(勤務1日又は1時間当たりの給料額)

第9条 前条第1項及び第3項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 省 略

(超過勤務手当)

第15条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第5条第4項の規定により、あらかじめ同条例
勤務時間

第2条の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜら
条例

れて勤務した職員には、当該所定の勤務時間を超えて勤務した時間（市規則で定める時間を除く。）1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3-4 省 略

別表第2

教育職給料表

ア 高等学校等教育職給料表

省	略
---	---

備考

(1)-(3) 省 略

(4) この表の2級9号給から23号給までのいずれかを受ける職員のうち市規則で定めるものの給料月額、この表の規定にかかわらず、218,200円（当該職員が受ける号給の給料月額が218,200円を超える場合にあつては、当該給料月額）以上226,700円以下の範囲内において市規則で定める額とする。

(4) 省 略

(5)

イ 小学校・中学校教育職給料表

省	略
---	---

備考

(1)-(2) 省 略

(3) この表の2級7号給から21号給までのいずれかを受ける職員のうち市規則で定めるものの給料月額は、この表の規定にかかわらず、197,500円（当該職員が受ける号給の給料月額が197,500円を超える場合にあつては、当該給料月額）以上203,100円以下の範囲内において市規則で定める額とする。

(4) この表の2級17号給から31号給までのいずれかを受ける職員のうち市規則で定めるものの給料月額は、この表の規定にかかわらず、218,000円（当該職員が受ける号給の給料月額が218,000円を超える場合にあつては、当該給料月額）以上226,400円以下の範囲内において市規則で定める額とする。

(3) 省 略
(5)